認 定 要 件

利用者負担段階	対象者 ※1	資産の状況 ※2
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で本人及び世帯全員が市民税非課税の方	単身　1,000万円以下 夫婦　2,000万円以下
第2段階	・世帯全員（別世帯の配偶者を含む。）が市民税非課税で、合計所得金額 + 課税年金収入額 + 非課税年金収入額の合計が80万円以下の方	単身　650万円以下 夫婦　1,650万円以下
第3段階①	・世帯全員（別世帯の配偶者を含む。）が市民税非課税で、合計所得金額 + 課税年金収入額 + 非課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	単身　550万円以下 夫婦　1,550万円以下
第3段階②	・世帯全員（別世帯の配偶者を含む。）が市民税非課税で、合計所得金額 + 課税年金収入額 + 非課税年金収入額の合計が120万円以上の方	単身　500万円以下 夫婦　1,500万円以下

※1　世帯の中に市民税の申告をしていない方がいると、収入の状況がわからないため認定ができません。収入が全く無い方でも市民税の申告を行った上で申請してください。

※2　第2号被保険者の方の資産状況は、各利用者負担段階にかかわらず単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下です。

1日あたりの負担限度額

利用者負担段階	居住費（滞在費）の負担限度額				食費の負担限度額 ※2
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室 ※1	多床室	
第1段階	820円	490円	320円 (490円)	0円	300円
第2段階	820円	490円	420円 (490円)	370円	390円 (600円)
第3段階①	1,310円	1,310円	820円 (1,310円)	370円	650円 (1,000)
第3段階②	1,310円	1,310円	820円 (1,310円)	370円	1,360円 (1,300円)

※1　介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所療養介護を利用した場合は（　）内の金額となります。

※2　短期入所生活介護、短期入所療養介護を利用した場合は（　）内の金額となります。